

岩手県知事 達増 拓也 様

平成23年4月11日

平成23年度東北地方太平洋沖地震及び  
津波災害に関する緊急対策要望書

岩手県農業会議  
会長 佐々木 正勝

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波災害により、かつて経験したことのない未曾有の被害を被ったところであります。

この大震災により農業も壊滅的な打撃を受け、極めて深刻な状況にあります。

農業委員会系統組織としましても、可能な限りの対応をして参る考えであります。被災農業者の1日も早い経営再建に向け、以下の緊急かつ特別対策について、国の支援を要請されるとともに、県においても必要な措置を講じられるようお願いいたします。

## 記

### 1 農地、農業用施設の復旧について

#### (1) 農地、用排水施設、農道等の復旧工事について

瓦礫が堆積したり亀裂が発生している農地、用排水施設、農道等の復旧工事を早期に行うとともに、極力、被災者の負担を軽減すること

#### (2) 共同利用施設災害復旧事業の実施について

共同利用施設災害復旧事業による施設復旧については、今後の営農の方向に即し、機能や生産性の向上等が図られるよう改良復旧とすること

#### (3) 農業機械の無償貸し付けについて

被災した農業者が多くの農業機械を津波で流失しているため、無償で貸し付ける特別事業を創設すること

#### (4) 将来構想に基づく抜本的な対策について

壊滅的な被害を受けた地域については、農業者の今後の意向を把握し、有識者の意見も聴きながら、本県の冬春期温暖な戦略産地として位置づけ、単に原形復旧に止まることなく、ゾーニングによる農地の集約や作物の団地化など、将来構想に基づき抜本的な対策を講じること

### 2 農業経営の再開について

#### (1) 燃料、家畜の飼料、生産用資材等の確保について

農業機械や施設園芸用の燃料、家畜の飼料、生産資材等の生産手段が確保されるよう万全の対策を講じること

#### (2) 既往借入資金の償還について

被災農業者の経営が再建できるまで、既往借入資金の元金償還の猶予とあわせて、その間の利息を減免すること

#### (3) 営農指導の実施について

国・県においては、被災者の営農再開に向けて、ホームページなどで除塩等の技術情報を提供しているが、現地での指導会を開催するなど、農業研究センター・農業改良普及センター等の総力をあげてきめ細かな対応を図ること

#### (4) 育苗等の支援について

被災地の水稻や野菜等の育苗等を引き受ける経営体に対して支援を行うこと

#### (5) 米の生産数量目標調整について

被災による米の生産数量目標の市町村間調整については、県においても農業団体と連携し、円滑な推進を図ること

#### (6) 農業者戸別所得補償制度について

農業者戸別所得補償制度による交付金（産地資金を含む）については、被害が甚大で耕作できない状況であっても、営農継続の意向がある農業者に対しては「営農再開活動」を対象として交付すること

#### (7) 農の雇用事業について

農業就労者を確保するため、農業法人等が研修生を受け入れる場合に、当該経営体に支援する「農の雇用事業」について、被災者の就労の場を確保する観点から、就農に必要な技術を習得させる実践的な研修をするか否かにかかわらず、当該被災者も事業の対象とするよう拡充すること

### 3 農業委員会の業務について

#### (1) 被災農地の事務処理について

甚大な被害を被った農地（地籍）の確定手法、流失した農地基本台帳の整備などの事後処理マニュアルを提示すること

#### (2) 農地転用許可事務の支援について

県から農地転用許可権限が移譲された陸前高田市、大船渡市が、甚大な震災により事務が困難な状況にあることから、県においても支援すること

### 4 その他

今次の災害によりライフラインが止まり困難を極めたが、食料不足も大きな混乱を招いた。

T P P も食料の安全保障の観点から判断されるべきであり、また、本県においても、まずは復旧が先決であるが、内陸部が被災地をカバーするとの考えに立って、農業振興を図る必要がある。